

第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム
(ISTS)愛媛・松山大会地元事業実行委員会

第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム(ISTS) 愛媛・松山大会地元事業実行委員会 会則

(名称)

第1条 本委員会は、第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム(ISTS)愛媛・松山大会地元事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（以下「ISTS」という。）との連携により、未来を担う子どもたちをはじめ、広く住民に対して、人類の夢である宇宙への興味と関心を高めるとともに、科学知識の振興を促し、また、宇宙・航空に関する国内外の研究者等と地元企業との交流を深めることで、企業の新たな分野への挑戦の契機となるよう、実行委員会の主催事業を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) ISTSとの連携に関すること。
- (2) 実行委員会が主催する事業の企画、運営、経理など、事務処理全般に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、その趣旨に賛同する団体により構成し、委員は、会長が委嘱する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、実行委員会に名誉会長を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 会長は、委員の互選により置くものとする。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名するものとする。
- 3 監事は、会長が委嘱するものとする。ただし、委員と兼ねることはできない。
- 4 名誉会長は、会長が委嘱するものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事は、第10条に定める会計年度ごとに実行委員会の会計状況を監査し、その結果を実行委員会に報告する。
- 4 名誉会長は、会長の求めに応じ、会務の重要事項に対して助言を行う。

(会議)

第8条 ISTS実行委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を進行し整理する。
- 3 実行委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の制定および改正
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 事業報告および収支決算
 - (4) その他、本事業の目的達成のために必要な事項
- 4 会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長が必要と認めた場合は、実行委員会に関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局を松山市総合政策部企画戦略課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、松山市総合政策部企画戦略課長を充てる。
- 3 事務局の運営に関する事項は、会長が別に定める。

(会計)

第10条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、松山市財務会計規則（昭和39年松山市規則第11号）の例による。

(解散)

第11条 実行委員会は、第3条に定める全ての業務を終了した時に解散し、残余金については精算する。

(企画委員会)

第12条 実行委員会の業務に係る企画・調整を行うため企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、企画・調整結果を実行委員会に報告しなければならない。
- 3 企画委員は、実行委員会の目的に賛同する団体により構成することとし、実行委員会会長が委嘱する。
- 4 企画委員の任期は、企画委員会の目的を達することができるまでの期間とする。

(企画委員長)

第13条 企画委員会に企画委員長を置くこととし、企画委員会委員の互選によりこれを定める。

- 2 企画委員長に事故あるときは、企画委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(企画委員会会議)

第14条 企画委員長は、企画委員会会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 企画委員長は緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年3月22日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第10条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成29年3月31日までとする。

第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム(ISTS)愛媛・松山大会
地元事業実行委員会委員等名簿

(平成29年6月3日時点)

| 役職 | 団体名称 | 氏名 |
|------|-----------------------|--------------|
| 名誉会長 | 愛媛県 | 知事 中村 時広 |
| 名誉会長 | 松山市 | 市長 野志 克仁 |
| 名誉会長 | 公益財団法人 松山観光コンベンション協会 | 会長 関谷 勝嗣 |
| 会長 | 愛媛大学 | 理事・副学長 宇野 英満 |
| 委員 | 愛媛大学 | 教授 中原 真也 |
| 委員 | 松山大学 | 教授 久保 進 |
| 委員 | 愛媛県商工会議所連合会 | 専務理事 東倉 勝利 |
| 委員 | 愛媛県商工会連合会 | 専務理事 神野 一仁 |
| 委員 | 愛媛県中小企業団体中央会 | 専務理事 弓崎 秀二 |
| 委員 | 愛媛経済同友会 | 専務理事 清水 進 |
| 委員 | 公益財団法人 えひめ産業振興財団 | 専務理事 渡瀬 賢治 |
| 委員 | 公益財団法人 えひめ東予産業創造センター | 専務理事 本田 龍朗 |
| 委員 | 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 | 常務理事 中西 真也 |
| 委員 | 一般社団法人 愛媛県観光物産協会 | 専務理事 黒瀬 満明 |
| 委員 | 公益財団法人 松山観光コンベンション協会 | 専務理事 矢野 大二 |
| 副会長 | 愛媛県経済労働部 | 部長 菅 豊正 |
| 副会長 | 松山市総合政策部 | 部長 河合 洋二 |
| 委員 | 松山市産業経済部 | 部長 大崎 修一 |
| 委員 | 愛媛県教育委員会事務局 | 副教育長 大島 修一 |
| 委員 | 松山市教育委員会事務局 | 事務局長 津田 慎吾 |
| 監事 | 愛媛県会計管理者 | 中久保 憲彦 |
| 監事 | 松山市会計管理者 | 片本 悦央 |

